現 行 改 正

(前略)

(前略)

(用語の意義)

第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。

(中略)

(21) 「指定券」とは、乗車日、乗車列車を指定して発売する急行券(以下「指定急行券」という。)、特別車両券(以下「指定特別車両券」という。) 及び座席指定券をいう。

(中略)

(乗車券類の発売範囲)

- 第14条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。
- 2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類(当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。)を発売することがある。
 - (1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合 (中略)
 - (4) 旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第2号及び第3号に 規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合

IGR いわて銀河鉄道株式会社線(盛岡を発駅とし、青い森鉄道線を経

(用語の意義)

第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。

(中略)

- (21) 「指定券」とは、乗車日、乗車列車を指定して発売する急行券(以下「指定急行券」という。)、特別車両券(以下「指定特別車両券」という。) 及び座席指定券をいう。
- (21)の2 「未指定特急券」とは、指定急行券のうち、旅客(団体旅客又は貸切旅客を除く。)が希望する場合に乗車日、有効区間及び全車両指定制の1個以上の特別急行列車(以下「列車群」という。)を指定し、座席の使用を条件としないで発売する特別急行券をいう。

(中略)

(乗車券類の発売範囲)

第14条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。

- 2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類(当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。)を発売することがある。
 - (1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合 (中略)
 - (4) 旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第2号及び第3号に 規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合 IGR いわて銀河鉄道株式会社線(盛岡を発駅とし、青い森鉄道線を経

由して青森以遠(油川方面)まで乗車 する場合に限る。)

伊豆急行株式会社線

伊勢鉄道株式会社線

北近畿タンゴ鉄道株式会社線土佐くろしお鉄道株式会社線

第5節 急行券の発売

(急行券の発売)

- 第31条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する急行列車(関係旅客会社線区間又は連絡会社線区間のいずれかを普通列車として直通運転する列車を含む。)に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別急行券又は普通急行券を発売する。
 - (1) 特別急行券
 - イ 指定席特急券

特別急行列車に乗車し、指定席を使用する場合に乗車する日、列車、 旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、特別車両に 乗車する場合は、旅客車及び座席を指定しない。

口 立席特急券

別に定める特別急行列車(特別車両を除く。)に乗車する場合に、 乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としない で発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがあ 由して青森以遠(油川方面)まで乗車する場合に限る。)

伊豆急行株式会社線

えちごトキめき鉄道株式会社線

伊勢鉄道株式会社線

IRいしかわ鉄道株式会社線

北近畿タンゴ鉄道株式会社線土佐くろしお鉄道株式会社線

第5節 急行券の発売

(急行券の発売)

- 第31条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する急行列車(関係旅客会社線区間又は連絡会社線区間のいずれかを普通列車として直通運転する列車を含む。)に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別急行券又は普通急行券を発売する。
 - (1) 特別急行券
 - イ 指定席特急券
 - (1) 特別急行列車に乗車し、指定席を使用する場合に乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、特別車両に乗車する場合は、旅客車及び座席を指定しない。
 - (n) 前(4)の規定にかかわらず、旅客が旅客規則別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。
 - 口 立席特急券

別に定める特別急行列車(特別車両を除く。)に乗車する場合に、 乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としない で発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがあ る。

(中略)

3 北近畿タンゴ鉄道株式会社線の特別急行列車と、福知山経由となる他の 特別急行列車を福知山駅で出場しないで乗継ぎ、京都・綾部間又は新大阪・ 市島間の各駅と北近畿タンゴ鉄道株式会社線内の各駅間を乗車する場合 は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗車するものとみなして、特 別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。

4 団体旅客に対する急行券は、団体乗車券によって発売する。この場合、 指定席特急券のときは、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までに、 これを購入しなければならない。

(中略)

第6節 特別車両券の発売

(特別車両券の発売)

第35条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運 転する列車の特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、 特別車両に乗車する列車ごとに特別車両券を発売する。

(中略)

- 2 急行列車と普通列車との両種別により運転する列車の急行列車と普通列 車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、前項の規定にかかわ らず、その全区間について1枚の特別車両券(A)を発売する。

る。

(中略)

- 3 北近畿タンゴ鉄道株式会社線の特別急行列車と、福知山経由となる他の 特別急行列車を福知山駅で出場しないで乗継ぎ、京都・綾部間又は新大阪・ 市島間の各駅と北近畿タンゴ鉄道株式会社線内の各駅間を乗車する場合 は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗車するものとみなして、特 別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。
- 4 IRいしかわ鉄道株式会社線の特別急行列車と、北陸本線経由となる他 の特別急行列車を金沢駅で出場しないで乗り継ぎ、大阪・西金沢間の各駅 (大阪・近江塩津間については湖西線を経由して運転する特別急行列車に 乗車する場合に限る。)とIRいしかわ鉄道株式会社線内の各駅間又は七 尾線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車 に乗車するものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備 を全区間利用する場合に限る。
- 5 団体旅客に対する急行券は、団体乗車券によって発売する。この場合、 指定席特急券のときは、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までに、 これを購入しなければならない。

(中略)

第6節 特別車両券の発売

(特別車両券の発売)

第35条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運 転する列車の特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、 特別車両に乗車する列車ごとに特別車両券を発売する。

(中略)

- 2 急行列車と普通列車との両種別により運転する列車の急行列車と普通列 車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、前項の規定にかかわ らず、その全区間について1枚の特別車両券(A)を発売する。
- 3 第31条第4項の規定は、特別車両券の発売に準用する。
- 3 団体旅客に対する特別車両券は、団体乗車券によって発売する。この場 4 団体旅客に対する特別車両券は、団体乗車券によって発売する。この場

合、第 15 条に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければ ならない。

4 前各項の規定により特別車両券を発売する場合で、旅客会社線について 旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の特 別車両券を発売することがある。

(中略)

(中間に連絡会社線が介在する場合における旅客会社線営業キロ、擬制キロ 又は運賃計算キロの通算)

- 第43条 旅客が連絡会社線を通過し、前後の旅客会社線にまたがって乗車船 する場合の旅客会社線の旅客運賃・料金は、その前後の旅客会社線の営業 キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算して計算する。
 - (注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合で、営業キロが10キロメートルまでの運賃を算出するときは、運賃計算キロを使用しないで営業キロを適用して得た額とする。ただし、四国旅客鉄道会社線及び九州旅客鉄道会社線の場合は、運賃計算キロを使用する。

(中略)

(大人割引普通旅客運賃)

- 第50条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。
 - (1) 大人片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。
 - イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客 規則第74条第1項に規定する端数整理(以下「端 数整理」という。) した額

合、第 15 条に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければ ならない。

5 前各項の規定により特別車両券を発売する場合で、旅客会社線について 旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の特 別車両券を発売することがある。

(中略)

(中間に連絡会社線<u>又は旅客会社線</u>が介在する場合における旅客会社線<u>又は</u> 連絡会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロの通算)

- 第43条 旅客が連絡会社線を通過し、前後の旅客会社線にまたがって乗車船 する場合の旅客会社線の旅客運賃・料金は、その前後の旅客会社線の営業 キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算して計算する。
 - (注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合で、営業キロが10キロメートルまでの運賃を算出するときは、運賃計算キロを使用しないで営業キロを適用して得た額とする。ただし、四国旅客鉄道会社線及び九州旅客鉄道会社線の場合は、運賃計算キロを使用する。
- 2 旅客が旅客会社線を通過し、前後のしなの鉄道株式会社線にまたがって 乗車する場合のしなの鉄道株式会社線の旅客運賃・料金は、その前後のし なの鉄道株式会社線の営業キロを通算して計算する。

(中略)

(大人割引普通旅客運賃)

- 第50条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。
 - (1) 大人片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。
 - イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客 規則第74条第1項に規定する端数整理(以下「端 数整理」という。) した額

ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃から割引 額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた 額。ただし、JR西日本宮島フェリー株式会社航路 にあっては、大人片道普通旅客運賃から割引額を控 除し、端数整理した額

(中略)

(小児割引普诵旅客運賃)

- 第52条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。
 - (1) 小児片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。
 - イ 旅客会社線区間 小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数 整理した額
 - ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児片道普通旅客運賃から割引 額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた 額。ただし、JR西日本宮島フェリー株式会社航路 にあっては、小児片道普通旅客運賃から割引額を控 除し、端数整理した額

(中略)

第5節 急行料金

(急行料金)

第66条 大人急行料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の大人急行料金と当該連絡会社線区間の大人急行料金を併算した額とする。ただし、第31条に定める直通運転する急行列車であって旅客会社線区間又は当該連絡会社線区間のいずれかが普通列車となる場合の急行料金は、急行列車と

ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線及びJR 西日本宮島フェリー株式会社航路にあっては、大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

(中略)

(小児割引普诵旅客運賃)

- 第52条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。
 - (1) 小児片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。
 - イ 旅客会社線区間 小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数 整理した額
 - ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線及びJR 西日本宮島フェリー株式会社航路にあっては、小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

(中略)

第5節 急行料金

(急行料金)

第66条 大人急行料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の大人急行料金と当該連絡会社線区間の大人急行料金を併算した額とする。ただし、第31条に定める直通運転する急行列車であって旅客会社線区間又は当該連絡会社線区間のいずれかが普通列車となる場合の急行料金は、急行列車と

して運転する会社線の区間に対する急行料金の額とする。

(中略)

- 3 小児急行料金は、次によって計算したものを併算した額とする。
 - (1) 旅客会社線区間 大人急行料金を折半し、端数整理した額
 - (2) 連絡会社線区間 連絡会社ごとに、大人急行料金を折半し、10 円未 満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、伊勢鉄道 株式会社線、富山地方鉄道株式会社線、のと鉄道株式 会社線及び土佐くろしお鉄道株式会社線については、 別に定める料金
- 4 第34条の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5割 4 第34条の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5割 とする。
- 5 団体旅客に対する急行料金の計算方は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 大人急行料金

運輸機関ごとに、大人急行料金に旅客運賃収受人員を乗じ、これを合 算する。

(2) 小児急行料金

旅客会社線については、大人急行料金を折半したうえ、端数整理をし た額に、連絡会社線については、連絡会社ごとに大人急行料金を折半し、 10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額(伊勢鉄道株式会社線、富山地 方鉄道株式会社線、のと鉄道株式会社線及び土佐くろしお鉄道株式会社 線については、別に定める料金)に、それぞれ旅客運賃収受人員を乗じ、 これを合算する。

(中略)

第4章 乗車券類の効力 第1節 乗車券の効力

(乗車券の有効期間)

- 第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。
 - (1) 普通乗車券

イ 片道乗車券

して運転する会社線の区間に対する急行料金の額とする。

(中略)

- 3 小児急行料金は、次によって計算したものを併算した額とする。
- (1) 旅客会社線区間 大人急行料金を折半し、端数整理した額
- (2) 連絡会社線区間 連絡会社ごとに、大人急行料金を折半し、10 円未 満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、伊勢鉄道 株式会社線、IRいしかわ鉄道株式会社線、のと鉄道 株式会社線及び土佐くろしお鉄道株式会社線につい ては、別に定める料金
- とする。
- 5 団体旅客に対する急行料金の計算方は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 大人急行料金 運輸機関ごとに、大人急行料金に旅客運賃収受人員を乗じ、これを合 算する。
 - (2) 小児急行料金

旅客会社線については、大人急行料金を折半したうえ、端数整理をし た額に、連絡会社線については、連絡会社ごとに大人急行料金を折半し、 10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額(伊勢鉄道株式会社線、IRい しかわ鉄道株式会社線、のと鉄道株式会社線及び土佐くろしお鉄道株式 会社線については、別に定める料金)に、それぞれ旅客運賃収受人員を 乗じ、これを合算する。

(中略)

第4章 乗車券類の効力 第1節 乗車券の効力

(乗車券の有効期間)

- 第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。
 - (1) 普通乗車券

イ 片道乗車券

(イ) 一般の場合

(中略)

(p) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合

東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。

a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

(中略)

d 新潟付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

北越急行株式会社線

(中略)

(準用規定)

- 第79条 旅客規則第147条から第153条まで、第155条、第158条から第161条まで、第164条から第168条まで、第170条から第174条まで、第176条、第182条の2及び第182条の3の規定は、この章に準用する。
 - (注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

(中略)

第172条 急行券の効力

第173条 指定席特急券の指定駅から乗車しない場合の取扱い

(中略)

第2節 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い (乗車券類変更) (イ) 一般の場合

(中略)

(p) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合

東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。

a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

(中略)

d 新潟付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

北越急行株式会社線

えちごトキめき鉄道株式会社線

(中略)

(準用規定)

- 第79条 旅客規則第147条から第153条まで、第155条、第158条から第161条まで、第164条から第168条まで、第170条から第174条まで、第176条、第182条の2及び第182条の3の規定は、この章に準用する。
 - (注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

(中略)

第172条 急行券の効力

第172条の2 未指定特急券の効力

第173条 指定席特急券の指定駅から乗車しない場合の取扱い

(中略)

第2節 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い (乗車券類変更)

- 第90条 普通乗車券、急行券、特別車両券又は座席指定券を所持する旅客は、 旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更(以下 この変更を「乗車券類変更」という。)することができる。ただし、次の各 号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。
 - (1) 普通乗車券相互間の変更
 - (2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更
 - (3) 自由席特別車両券(急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条 において同じ。) 相互間の変更
 - (4) 指定券(急行・指定席特別車両券(A)及び急行・座席指定券を含む。 以下この条において同じ。)相互間の変更
 - (5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更
- 2 前項の規定により指定券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、旅客規則第21条の2第1号及び第2号の規定による乗車券類の発売時間において発売のできる指定券への変更に限って取り扱い、また、当該指定券に表示された列車(2個以上の列車が表示されている場合は、先に乗車することが予定されていた列車)が乗車駅を出発する時刻までに変更の申出があったときに限り取り扱う。
- 3 旅客規則第 244 条及び前項の規定は、第1項第5号の規定により、指定 急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を原乗車券類として乗車券類変 更の取扱いをする場合に準用する。
- 4 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し過剰額は払いもどしをする。この場合、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車船する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際に乗車船する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。
- 第92条の3 旅客が旅行開始後又は使用開始後に連絡会社線を通過し、前後 の旅客会社線にまたがって乗車船する乗車変更の請求をした場合であっ

- 第90条 乗車券類変更の取扱いについては、旅客規則第248条の規定を準用する。
 - (注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。 第 248 条 乗車券類変更

(削る)

(削る)

(削る)

第92条の3 旅客が旅行開始後又は使用開始後に連絡会社線を通過し、前後 の旅客会社線にまたがって乗車船する乗車変更の請求をした場合であっ て、非変更区間と変更区間を通じた区間が、第1条第2項に規定する区間 を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。

(1)原乗車券が、第43条の規定を適用したものである場合 (中略)

(2)前号以外の場合

非変更区間と変更区間を通じた全乗車船区間について第 43 条の規定を適用しないものとし、区間変更として前後の旅客会社線区間ごとに算出した普通旅客運賃と連絡会社線の普通旅客運賃とを合算した額からすでに収受した旅客運賃を差し引いた額を収受するものとする。ただし、原乗車券が、旅客会社線内相互発着のものであって、営業キロが 100 キロメートルを超えるもの(東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間内相互発着となる場合を除く。)である場合は、原乗車券の着駅から接続駅までの旅客会社線の普通旅客運賃、連絡会社線の普通旅客運賃及び接続駅から着駅までの旅客会社線の普通旅客運賃とを合算した額を収受するものとする。

て、非変更区間と変更区間を通じた区間が、第1条第2項に規定する区間 を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。

(1)原乗車券が、第43条の規定を適用したものである場合 (中略)

(2)前号以外の場合

非変更区間と変更区間を通じた全乗車船区間について第 43 条の規定を適用しないものとし、区間変更として前後の旅客会社線区間ごとに算出した普通旅客運賃と連絡会社線の普通旅客運賃とを合算した額からすでに収受した旅客運賃を差し引いた額を収受するものとする。ただし、原乗車券が、旅客会社線内相互発着のものであって、営業キロが 100 キロメートルを超えるもの(東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間内相互発着となる場合を除く。)である場合は、原乗車券の着駅から接続駅までの旅客会社線の普通旅客運賃、連絡会社線の普通旅客運賃及び接続駅から着駅までの旅客会社線の普通旅客運賃とを合算した額を収受するものとする。

- 2 旅客が旅行開始後又は使用開始後に旅客会社線を通過し、前後のしなの 鉄道株式会社線にまたがって乗車する乗車変更の請求をした場合であっ て、非変更区間と変更区間を通じた区間が、第1条第2項に規定する区間 を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。
 - (1) 原乗車券が、第43条の規定を適用したものである場合 変更の請求をした区間について、別途乗車としてその区間に対する片 道普通旅客運賃を収受する。
 - (2) 前号以外の場合

非変更区間と変更区間を通じた全乗車区間について第43条の規定を適用しないものとし、区間変更として前後のしなの鉄道株式会社線区間ごとに算出した普通旅客運賃と旅客会社線の普通旅客運賃とを合算した額からすでに収受した旅客運賃を差し引いた額を収受するものとする。

(以下略)

(以下略)

別表 別表 (214) えちごトキめき鉄道株式会社線 (別添参照) (215) 北越急行株式会社線 (215) 北越急行株式会社線 _(略)_ (別添参照) (401) 富山地方鉄道株式会社線 (401) 富山地方鉄道株式会社線 (略) (別添参照) (402) あいの風とやま鉄道株式会社線 (別添参照) (403) I Rいしかわ鉄道株式会社線 (別添参照)

附則

この通達は、平成27年3月14日乗車となるものから施行する。

(214) えちごトキめき鉄道株式会社線

規則別表

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
		北陸新幹線		
えちごトキめ	東日本・東海・西日本旅客会	上越妙高	片、往、団	
き鉄道株式会	社線			
社線		信越本線		
	司	直江津	片、往、勤定、学定、団、急	
		大糸線		
	同	糸魚川	片、往、勤定、学定、団	
		信越本線		
	東日本旅客会社線及びしな	長野	片、往、団	
	の鉄道会社線長野・妙高高原			
	間			

(215) 北越急行株式会社線

規則別表

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
		上越線		
北越急行株式	東日本・東海旅客会社線	六日町	片、往、続、勤定、学定、団、急、	
会社線			特車、座	
		飯山線		
	司	十日町	同	
		信越本線		
	司	犀潟	司	

(401) 富山地方鉄道株式会社線

規則別表

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
富山地方鉄道				
株式会社		高山本線		
本線	東日本・東海・西日本旅客会	富山	片、往、団	
	社線			
		北陸新幹線		
	司	黒部宇奈月温泉	同	
		高山本線		
立山線	司	富山	同	

(402) あいの風とやま鉄道株式会社線

規則別表

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
あいの風とや		城端線・氷見線		
ま鉄道株式会	東日本・東海・西日本旅客会	高岡	片、往、勤定、学定、団	
社	社線			
		高山本線		
	同	富山	同	
		北陸本線		
	東日本・東海・西日本旅客会	金沢	同	
	社線及びIRいしかわ鉄道			
	線金沢・倶利伽羅間			
		七尾線		
	東日本・東海・西日本旅客会	津幡	同	
	社線及びIRいしかわ鉄道			
	線津幡・倶利伽羅間			

(403) I Rいしかわ鉄道株式会社線

規則別表

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	持殊取扱事項
IRいしかわ		北陸本線		
鉄道株式会社	東日本・東海・西日本旅客会	金沢	片、往、勤定、学定、団、急	
線	社線			
		七尾線		
	司	津幡	同	
		城端線・氷見線		
	東日本・東海・西日本旅客会	高岡	片、往、勤定、学定、団	
	社線及びあいの風とやま鉄			
	道線高岡・倶利伽羅間			
		高山本線		
	東日本・東海・西日本旅客会	富山	同	
	社線及びあいの風とやま鉄			
	道線富山・倶利伽羅間			